

社会福祉法人 宇都宮市障害者福祉会連合会 定款

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 4 条）
第 2 章	評議員（第 5 条—第 8 条）
第 3 章	評議員会（第 9 条—第 1 4 条）
第 4 章	役員及び職員（第 1 5 条—第 2 2 条）
第 5 章	顧問及び相談役（第 2 3 条）
第 6 章	会員（第 2 4 条）
第 7 章	理事会（第 2 5 条—第 2 9 条）
第 8 章	資産及び会計（第 3 0 条—第 3 7 条）
第 9 章	公益を目的とする事業（第 3 8 条—第 3 9 条）
第 1 0 章	解散及び合併（第 4 0 条—第 4 2 条）
第 1 1 章	定款の変更（第 4 3 条）
第 1 2 章	公告の方法その他（第 4 4 条—第 4 5 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「本会」という。）は、宇都宮市の障害者を主体とする団体等をもって構成し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

① 第二種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業
- イ 移動支援事業
- ウ 手話通訳事業の受託経営

（名称）

第 2 条 本会は、社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会という。

（経営の原則）

第 3 条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 本会は、地域社会に貢献する取組として、障害者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所を栃木県宇都宮市中央1丁目1番15号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 本会に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の欠員として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は、別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で決める。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 前2項の場合において、議長は評議員会の決議に評議員として議決に加わることができない。
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 本会には、次の役員を置く。

①理事 6名以上9名以下

②監事 3名

- 2 本会に会長1名、副会長若干名を置き、1名を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事を持って同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 3 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対する報酬は、別に定める。

(事務局及び職員)

第 22 条 本会の事務・事業を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会の実施する事業の責任者（以下「事業部長」という。）は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 3 事務局に、事務局長 1 名、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する規定は、別に定める。

第 5 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 23 条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務について会長の諮問に対して答申する。
- 4 任期は、役員の任期に準ずる。

第 6 章 会員

(会員)

第 24 条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規定は、別に定める。

第7章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 本会の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

現金 10、000、000円

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宇都宮市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宇都宮市長の承認は必要としない。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 障害者の自立と社会参加のための援助
- (3) 障害者福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、障害者福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 加盟団体の育成指導及び助成
- (6) 関係団体等との連絡協調に関する事業
- (7) 障害者のスポーツ・文化・芸術の振興に関する事業
- (8) 障害者のための相談援助事業
- (9) 宇都宮市手話奉仕員養成事業の受託経営
- (10) 宇都宮市障害者IT講習会事業の受託経営
- (11) 宇都宮市工賃向上等支援事業の受託経営
- (12) 福祉機器等の相談、斡旋、販売事業
- (13) 公共施設への自動販売機の設置運営事業

- (14) その他本会の目的達成のため必要な事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、本会の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第10章 解散及び合併

(解散)

第40条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第42条 合併しようとするときは、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、宇都宮市長の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

- 第43条** この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宇都宮市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宇都宮市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、社会福祉法宇都宮市障害者福祉会連合会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は本会機関紙、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

(施行期日)

この定款は、平成15年3月14日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成17年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成18年7月17日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、令和2年10月13日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、令和4年7月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、令和7年4月1日から施行する。